

第5章 地震災害と自助、共助、公助

自然災害への対応として、国では災害が起きないように防災施設の充実に取り組んでいます。例として、最近ニュースになっていた広島県の土砂災害防止のための砂防ダムや、私の住む町でも見られる、津波への備えとしての防潮堤のかさ上げ等（海岸通りから海が見えなくなるのはやむを得ないか）があります。被災した住民に対して国等の支援制度はありますが、自然災害への対処は自助努力に負うところが大きく、この章では地震・津波への自助について取り上げました。

5-1 自助、共助、公助とは

5-1-1 自ら取り組む「自助」

自助とは、災害時に自分自身や家族の命と財産を守るために、自分で家族で防災に取り組むことです。自分自身（家族）の命は自分（家族）で守る、との考えのもと、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行っていくことです。

「主な自助の取組」

- ・食料、飲料水の備蓄（資料1：備蓄品参照）
- ・常備薬等の日用品の備蓄（資料1：備蓄品参照）
- ・自宅の耐震化、耐火性の確保（第4章参照）
- ・家具等の転倒、落下、移動防止（第4章参照）
- ・地震保険への加入（第6章参照）
- ・家族同士で災害時の安否確認の伝達手段の確保
- ・避難場所や避難経路の確認 など

5-1-2 地域で、皆で協力して取り組む「共助」

共助とは、災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うということです。また、災害時に円滑に助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えることです。

「主な共助の取組」

- ・近所の助け合い
- ・自主防災活動への参加
- ・地域の防災訓練への参加
- ・高齢者、障がい者の支援 など

5-1-3 行政、公的機関が取り組む「公助」

公助とは、市役所、消防、警察、自衛隊などによる公的な支援のことです。市町村によっては、事前対策として、食料や飲料水などの生活物資の備蓄や資機材の整備、民間事業者や他の市町村との応援協定を結んでいます。

「主な公助の取組」

- ・情報伝達機能の充実
- ・避難所機能の充実
- ・自助への支援
- ・共助への支援
- ・災害対応（人命救助、復旧、復興など）
- ・防災訓練（関係機関との連携強化） など

5-1-4 大規模災害時の「公助の限界」

東日本大震災や鬼怒川決壊による水害など、大規模災害時では公助（行政、消防、警察、自衛隊、医療機関）の機能に限界があります。

また、道路や交通手段に大きな被害が出ると、物資を運ぶ物流も機能低下します。災害からの被害をできる限り少なく抑えるためには、平常時から、自ら取り組む自助、地域で取り組む共助を実施、大規模災害に備えることが必要になります。

※1995年の阪神淡路大震災では、一番多くの人命を救助したのは地域の住民による共助でした（約60%強）。地域の被害を減らすためには地域一丸となった取り組みが必要になります。

5-2 もし、地震が起きたら

地震がいつ起こるかを正確に予想することは困難です。しかし、いつ地震が起きてもあわてないように、大きな地震が起きたらどうすればよいか、日常から準備をし、家族でよく話し合っておくことが大切です。

表 5-1 地震発生時の時間経過別行動マニュアル（室内にいた場合）

地震発生	<p>最初の大きな揺れは約1分間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、身を守る安全確保（手近な座布団などで頭を保護） ・素早く火の確認（ガスの元栓、コンセント、ストーブ） ・室内に居ることが危ないと判断した場合、素早く屋外の安全な場所に一時避難する
1～2分	<p>揺れが収まったら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火元を確認 火がでたら、落ち着いて初期消火。※初期消火の限界は炎が天井に燃え移る前まで ・家族の安全を確認 倒れた家具の下敷きになっていないかを確認 ・靴を履く 家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく ・避難するときは、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等に注意
3分	<p>みんなの無事を確認火災の発生を防ぐ</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p>隣近所に声を掛けよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で助け合う 要配慮者の安全確保 ・行方不明者はいないか ・けが人はいないか </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 2px;"> <p>出火防止 初期消火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火・消火器を使う・座布団、毛布、大きめのタオル等の活用 ・漏電・ガス漏れに注意 ガスの元栓・電気のブレーカーを切る ・余震に注意 </div>
5～25分	<p>ラジオなどで正しい情報を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声で知らせる ・救出・救護 ・防災機関、自主防災組織の情報を確認 ・デマに惑わされないように ・避難時に車は原則として使用しない ・電話は緊急連絡を優先する

10分 数時間	協力して消火活動、救出・救護活動を <ul style="list-style-type: none"> 水、食料は備えているものでまかなう 災害情報・被害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 風呂水を貯めおきしておく (特に高層マンション居住者)
3日	<ul style="list-style-type: none"> 無理はやめる 	<ul style="list-style-type: none"> 壊れた家に入らない

表 5-2 屋外にいた場合

路上	<ul style="list-style-type: none"> その場に立ち止まらず、周りの危険物に注意し、窓ガラス、看板などの落下物から頭をかバンなどで保護して、空き地や公園などに避難する 近くに空き地などが無いときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ避難する ブロック塀や自動販売機などには近づかない 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する
車を運転中	<ul style="list-style-type: none"> ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保、道路の左側に止め、エンジンを切る 揺れが収まるまで冷静に周囲の状況を確認し、カーラジオで情報を収集する 避難が必要なときは、キーは付けたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する
電車などの車内	<ul style="list-style-type: none"> つり革や手すりに両手でしっかりつかまる 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない 乗務員の指示に従って落ち着いて行動する

5-2-1 情報の収集 ①

災害時の情報収集は、被害を軽減したり、避難のタイミングを決定するうえでとても重要です。ここでは、いろいろな情報発信ツールを紹介します。

1) テレビ・ラジオ

災害発生時、私たちが情報収集の手段として最も利用し易いのはテレビ・ラジオになります。特に乾電池でも動作するラジオは停電中でも最も早く、確実な情報を入手するのに有効です。充電器とともに準備しておきたいものです（予備乾電池の準備も忘れずに）

※ラジオ放送の中でも地域放送（市町村単位）はFM放送の周波数を用いて住まい周辺の臨時災害放送をながします。地域に密着した防災情報となりますので事前に周波数を調べておくなど受信できるようにしておきたい。

2) SNS

東日本大震災では、様々なSNSによって情報収集が行われました。福島民報では震災の2日後にTwitterアカウントを開設し、給水所や避難所、学校の休講情報などの生活情報を配信しました。これによりわずか2日で6,600のフォロワーが集まり、地元住民にとって貴重な情報源となりました（H23年度版 情報通信白書 総務省）

※SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

SNSとはネット上で社会的なつながりを持つことのできるサービスです。SNSでのつながりを通じて、最寄りの自治体とつながりを持っておきたい。

3) インターネット

防災シミュレーター／各自治体防災情報（内閣府）

各都道府県ごとに設けている防災に関するホームページを一覧にし、それぞれの住まいの周辺に関する防災情報にアクセスすることができます。

〔主なコンテンツ〕

- ・避難所マップ
- ・ゆれやすさマップ、ハザードマップ
- ・各種注意報、警報
- ・災害緊急情報



4) 地震情報について

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を掲載するようにしています。

表 5-3 地震情報

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 震度3以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合	<u>地震の発生場所（震源）</u> やその規模（マグニチュード）、震度3以上の <u>地域名</u> と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

情報の種類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報 ¹	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

5-2-2 情報の収集 ②

自治体が発信している防災・災害情報

自治体が被災を免れて正常に機能している場合に限りです。また、各自治体により異なる場合がありますので、自分の住む自治体について事前に確認しておきたい。

1) 防災行政無線・広報車・緊急告知ラジコ

防災行政無線や広報車は避難勧告や避難指示を出し、警報や注意報を流します。また、救援物資の配布場所や給水車が来る場所など生活に密接に関わる情報を流します。



2) 役所や避難所に出される掲示板

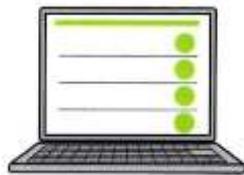
主に被災地域の安否情報や連絡事項が表示されます。



3) 自治体ホームページの災害情報、防災メール配信サービス、自治体公式 Twitter (ツイッター) や Facebook (フェイスブック)

自治体ホームページでは、刻々と変わる災害情報や防災行政無線の放送内容、警報・注意報を発信しているほか、住まい周辺の避難所や救急指定・災害拠点病院の情報、道路や交通機関の情報を提供しています。

また、自治体公式のメールサービスや Twitter (ツイッター) など登録しておけば、ホームページから発信される前述の情報を携帯やパソコンで受信することが可能です。ホームページアドレスはブックマークへ、配信コンテンツは事前に登録しておきたい。



5-3) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

5-3-1 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

表 5-4 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表津波の高さ予想の区分	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

*大津波警報を「特別警報」に位置づけています。

5-3-2 津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局部的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

5-3-3 特別警報とは

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

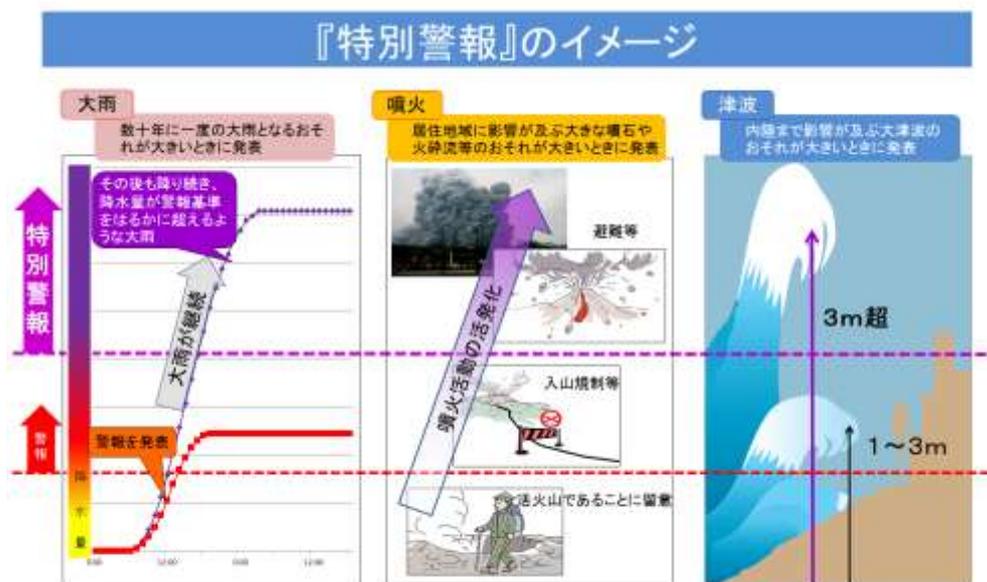
「特別警報」が発表されたら、ただちに地元市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

気象庁は、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけます。これに加え、警報の発表基準をはるかに超える大

雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し最大級の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の大雨等が該当します。特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに地元市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

図5-1



5-3-4 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

表5-5 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表します。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表します。

5-3-5 津波予報

気象庁は、全国を 66 区域に分けた津波予報区に対して、津波警報・注意報、津波情報、津波予報を発表しています。

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。)

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

5-4 火災対策 (火災発生そんなときどうする)

5-4-1 初期消火の3原則

1) 早く知らせる

- ・「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求める。声のでなければ、やかんを叩き異変を知らせる
- ・小さな火でも 119 番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む

2) 早く消火する

- ・出火から 3 分以内が消化できる限度。初期消火の限度は炎が天井に届くまで
- ・水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなどの手近のものを活用

表 5-7 火元別初期消火のコツ

油なべ	あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火
石油ストーブ	真上から一気に水をかけて消火(斜めにかけてと石油が飛び散って危険)石油が流れて広がっていくようなら毛布などで覆い、その上から水をかけて消火
衣類	着衣に火がついたら転げまわって消すのも方法。髪の毛なら衣類(化繊は避ける)やタオルなどを頭からかぶる
風呂場	風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火を
電気製品	いきなり水をかけると感電の危険があり、先ずコードをコンセントから抜いて(できればブレーカーも切る)消火を
カーテン ふすま	カーテンやふすまなどの立上り面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけ、その上で消火を

3) 早く逃げる

- 天井に火が燃え移った場合は、速やかに避難する
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を断つ
- 一酸化炭素などの有毒ガスを含んだ煙を吸い込まないように低い姿勢でマスク・タオル等で口をふさいで逃げる

5-5 避難行動

「想定外」な状況が起こり、避難移動や身を守ることに、周りの状況判断ができない場面起きるかもしれません

- 単独での行動を避け、できるだけ集団で行動する
- 避難する際は電源ブレーカー・ガス元栓の遮断、戸締り、非常用持出品を確認する
- 脱出のとき、ヘルメット、履物、軍手・マスクを着用する（ガラス等の破片によるケガの防止）
- がれきや飛散したガラスなど足元の落下物に気を付ける、また、切れた電線には近づかない
- 避難所についたら
 - 安否情報と避難先の連絡をする（伝言ダイヤル等を活用）
 - 避難所の名簿に登録する（安否や所在確認のためにも登録）
 - 避難所以外（車中・テントなど）で寝泊まりする場合も、情報や支援物資を受けられるように避難所の名簿に登録する

5-6 要配慮者へ支援するときの配慮

• 肢体の不自由な方

肢体不自由者の障がいの程度や症状はそれぞれ異なります。使用する福祉機器や用具も様々です。

症状によっては、無理ができない行為もありますので、本人や家族の声（指示や希望）にそって支援したり、ヘルプカードの内容を確認する。

• 目の不自由な方

声による情報伝達・説明をする

（例）時計の文字盤で方向を伝えたり、何歩先、何メートルなど方向や位置を具体的に伝える

歩く速さは目の不自由な方に合わせる

• 耳の不自由な方または話すことが不自由な方

視覚による情報伝達、災害・緊急時の情報など命に関わるようなことは、メモにして伝え、正しく伝わっているかの確認もする

会話をするときには、まず、相手の注意を引き付けてから会話を始める

• 内部障がい・難病のある方

在宅で療養継続の場合、支援者から声掛けし協力（室内の片づけなど）する本人や家族の依頼があれば、医療機関などへの連絡代行や場合によっては処置の手伝いをする

• **知的障がいのある方**

知的障がいのある方は環境の変化を理解できず気持ちが混乱（パニック）するなど、状況に合わせた行動が苦手です
 話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら避難誘導をおこなう
 「危ない」「怖い」など不安になる言葉を避け、「大丈夫だよ」等安心させる言葉をかけをしながら避難誘導する

• **精神障がいのある方**

災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があります。普段服用している薬が必要です。
 気持ちを落ち着かせること
 自分から援助を求めることが難しいか、遠慮してしまう方も多いため、自然な態度で声を掛ける。
 不安をやわらげる避難誘導を
 冷静な態度で、災害の状況や避難所の位置などを分かりやすい言葉で説明する
 不安から大声を出すなど行動が異常になっても、叱ったり押さえつけたりしない

• **発達障がいのある方**

災害のような大きなストレスにさらされると、誰でも不安や抑うつ状態になったりします。発達障がいのある場合、それが顕著に現れることがあります。
 不安を少なくするために、保護者や知り合いにそばについてもらう。
 ケガをしていても気づかなかったり、伝えられなかつたりするので、身体の状況を確認する

• **盲ろう者【目と耳の不自由な方】**

状況の把握が難しいため、的確な判断ができません。どのようなコミュニケーションを取るかがポイントになります。
 目の前で声を掛けても反応がない場合、まず手を握ってから手のひらに文字を書いてみる
 支援者がどこにいるか知ってもらうため、常に相手の身体のどこかに触れているようにする

• **高齢者・認知症のある方**

複雑な説明などは、理解が難しい場合があります。「逃げましょう」といった単純な言葉で情報を伝えるようにする。
 高齢者のペースを理解し、無理のない移動に配慮する。

5-7 避難所での生活について

誰もがあんしんして避難できる場をみんなで作る

表 5-8 地域が検討している避難所のイメージ例 1（避難所運営チームを作る）

担当	最初にとすること	次にすること
施設	建物や水道等の破損状況と危険な場所の確認、開錠	部屋割り見直し、入室禁止区域設定
情報	受付設備、避難人数把握、予定や情報を知らせる掲示板の設置	避難者名簿作成管理。行政との連絡、避難者への伝達。多言語での伝達も
見守り ケア	具合の悪い人を発見し行政や医療支援者に知らせる。要配慮世帯の把握	感染予防のため衛生環境作りと維持辛 そうな人に声を掛け改善策を検討
物資	倉庫の資機材設置や食料の配布	支援物資の要請、受取、配布

トイレ	水で流せるか確認、OK ならプールなどから水を確保。ダメなら水を使わない防災トイレ設置。要配慮者むけに様式便座や仮設トイレを設置
各班のリーダーで運営会議を開き、避難者の要望や状況に応じて部屋割りやルールを決めたり、必要なものを行政や支援団体に要請。避難者にも協力を呼びかけ自治を作る	

表 5-9 地域が検討している避難所のイメージ例 2 (多様な人に配慮したスペース)

A. 乳幼児スペース ハイハイできるような清潔で物が落ちていない床のスペース。 赤ちゃんが泣いても気後れしないで済む部屋	B.福祉スペース トイレに近い、又はポータブルトイレがある。寝起きや介助がしやすいベッドがある部屋
C. 多目的スペース 赤ちゃんの授乳、着替え、人に見られたくないこと(体拭き、相談など)ができる個室	D. ペット避難スペース 室外犬は屋根付きの屋外、室内犬や猫が入ったケージが置ける部屋を作る
E. 情報コーナー 新聞、ラジオ、テレビ、被災者向け支援情報がわかる掲示板	F. 物資配布コーナー オムツ、医薬品、衣料、日用品などの分類衣類はサイズごと、生理用品は女性専用コーナーで
G. みんなが使えるトイレスペースを工夫して作る 膝が曲げられない⇒和式トイレには洋式便座をかぶせる 狭くて介助者が入れない⇒布や段ボールで仕切りを作りトイレの空間を広げたり、ポータブルトイレで仮設トイレを設置。段差もなくす	

5-8 災害救助法

災害救助法とは簡単に言うと、災害対応に伴って地方自治体に発生する費用を国が負担することを規定している法律です。注意すべき点として、災害救助法では災害発生直後の応急救助に伴って発生する費用のみが対象であり、復旧・復興の段階で発生する費用については災害救助法の対象外です。

復旧・復興の段階に伴って発生する費用についてはまた別の法律が存在するので、復旧・復興の段階では「被災者生活再建支援法」や「災害弔慰金法」などが適用されるのかを考える必要があります。

5-8-1 対象となる活動の種類

- 避難所などの収容施設や仮設住宅の供与
- 炊き出しなどによる給食
- 給水車などによる給水
- 被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与
- 医療及び助産(救護班の出動など)
- 罹災者の救出
- りさいじゅうたくの応急修理
- 罹災者の生業に必要な金品の給与・貸与
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜査及び処理

- ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（障害物。豪雪災害時の雪も含む）の除去

5-8-2 適用基準

第一に、大きな被害を受けた世帯数を示す「住家滅失世帯数」が基準となっている。都道府県と市町村（特別区を含む。政令指定都市は区単位）の2つの適用単位があり、各自治体の人口ごとに定められた別表第一～第四の区分に従う。

なお「住家滅失世帯数」は以下の通り換算する。

- ・1世帯＝損壊・焼失・流失した部分の床面積が延べ床面積の70%以上程度もの、またはその住家の主要な構成要素の経済的損失が合計の50%以上程度のもの。
- ・1/2世帯に換算＝損壊・焼失・流失した部分の床面積が延べ床面積の20%以上70%未満のもの、またはその住家の主要な構成要素の経済的損失が合計の20%以上程度50%未満のもの。
- ・1/3世帯に換算＝床上浸水や土石竹木（土砂）の堆積流入で一時的に居住できなくなったもの。

Column

2019年の台風15号、19号による自然災害は、数十年生きてきて初めての経験だと述べる方たちが多くみられました

各自治体ではハザードマップを作成しているので、自宅近辺の土砂災害や津波災害の危険性の情報を知っておきたい。同時に自宅からの避難場所、避難ルートもいざという時のため調べておきたい。特に避難ルートについては一つだけでなく複数設定しておくとうい。

テレビなどからの情報によると気象庁や自治体から避難指示が発令されても避難しない人結構いるようですが、結果的に自宅が被害に合わなくて済んでも避難指示が発令された場合は設定された避難をするようにすべきと思います。

都道府県内人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯
上記を満たした市町村が適用自治体となる	

別表第二

都道府県内人口	住家滅失世帯数
100 万人未満	1,000 世帯
100 万人以上 200 万人未満	1,500 世帯
200 万人以上 300 万人未満	2,000 世帯
300 万人以上	2,500 世帯

別表第三

市町村内人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上	75 世帯
別表第二を満たした都道府県内で上記を満たした市町村が適用自治体となる	

別表第四

都道府県内人口	住家滅失世帯数
100 万人未満	5,000 世帯
100 万人以上 200 万人未満	7,000 世帯
200 万人以上 300 万人未満	9,000 世帯
300 万人以上	12,000 世帯
上記を満たした都道府県が適用自治体となる	

これに加えて、次のような場合は住家滅失世帯数が基準以下でも適用される場合がある

- ・へき地で発生した災害など救護が困難な事情がある場合、具体的には、被災者への食品や生活必需品の補給に特別な方法が必要であったりする場合、
- ・多数の者が生命または身体に危害を受けた、または受けるおそれが生じた場合。具体的には、前項の場合のほか、多数の避難者がいて継続的な救助を必要とする場合。

(参考) 阪神・淡路大震災では、約 1,800 億円の費用を要した

資料1「備蓄品リスト」

備蓄品：救援物資が届くまで、または災害が落ち着くまで、生活するためのものです

■必ず用意しておきたいもの

チェック	品 目
	飲料水（1人1日3リットル×3日分（できれば7日分）×家族数
	保存可能な食料（7日～10日分程度）：賞味期限があるため定期的にチェック
	カセットコンロ（予備ボンベ）
	紙皿・紙コップ・割りばし
	タオル・毛布
	ランタン・懐中電灯（予備電池）
	救急セット（消毒綿、絆創膏、消毒スプレーなど）
	ラジオ（電池式）
	携帯用充電器

■必要になるので用意しておきたいもの

チェック	品 目
	スニーカー又はスリッパ（災害で散乱した部屋を片付ける際に役立つ）
	簡易トイレ（大、小、男、女）
	トイレトーパー・ティッシュペーパー
	ほうき・ちりとり
	45リットルゴミ袋
	軍手、ゴム手袋
	スコップ・のこぎり など

■常に携帯しておくもの（避難時にも）

チェック	品 目	チェック	品 目
	ホイッスル		携帯電話
	LED ライト		運転免許証
	常備薬		お金（小銭）
	お薬手帳		身体障がい者・療養手帳
	保険証		
	個人番号カード		

■避難所で便利なもの

避難の後自宅に荷物を取りに戻れる場合、下記のものがあると便利です

チェック	品 目
	毛布・寝袋・座布団
	空の段ボール箱（私物の整理に役立つ）
	筆記具・メモ帳
	着替え・大型タオル・スリッパ
	洗面用具・マウスウォッシュ
	応急医薬品（絆創膏・傷薬・胃腸薬・風邪薬など）
	マスク・帽子・アイマスク・耳栓